様式第2号(第5条関係)

みやこ町高齢者位置情報検索事業承諾書

1　GPS端末機は、端末利用者(以下「該当者」という。)の早期発見又は保護の対応を補完するものであって、必ずしも生存を保証するものではない。

2　GPS端末を利用する場合は、みやこ町高齢者等SOSネットワークに登録を行い、登録に必要な個人情報及び申請書記載情報等については、この事業の遂行のため、みやこ町及びみやこ町が契約する民間事業者(以下「管理事業者」という。)、管理事業者が契約する旅客自動車運送事業者(以下「旅客自動車運送事業者」という。)又は行橋警察署(以下これらを「捜査協力機関」という。)で管理することに同意するものとする。

3　GPS端末機を利用する場合は、GPS端末機の充電(毎日)及び管理が可能な介助人等を端末管理者として定めるものとする。

4　電池残量等の充電連絡は、端末管理者へ行うものとする。

5　夜間(特に深夜の時間帯)の連絡先及び連絡の可否を定めるものとする。

6　検索依頼時、役場、介助人等が駆けつけ保護に行けない場合は、定められた依頼人、御家族等(以下「依頼人」という。)の同意のもと、旅客自動車運送事業者へ検索依頼を行うものとする。また、深夜の時間帯は、みやこ町に一任し、依頼人の同意を得ずとも旅客自動車運送事業者へ検索依頼ができるものとする。

7　前項の場合にかかる費用は、依頼人が支払うものとし、発見の有無を問わず、依頼した時点で基本料金が発生する。基本料金は、1時間につき8,500円(税抜き)とし、以後、対応完了まで30分単位で4,250円(税抜き)ずつ加算するものとする。依頼人への請求は、月末締めの翌末支払い(振込手数料は、依頼人負担とする。)とし、管理事業者より行われる。

8　旅客自動車運送事業者は、該当者が抵抗なく乗車される場合、依頼人の指定する場所(自宅等)まで送ることができる。ただし、送り先は、引受人がいる場所とする。

9　捜索中に該当者との間に生じた事故、怪我等のトラブルについては、捜査協力期間は、一切責任を負わないものとする。

10　GPS端末機が紛失又は該当者に起因する破損等により使用不可となった場合、利用者又はその家族は、10,000円(税抜き)を弁償するものとする。(振込手数料は、利用者又はその家族が負担するものとする)。

11　GPS端末機の利用を辞退する場合は、貸与した端末一式をみやこ町へ返却するものとする。

日付：　　　　年　　月　　日

住所：

氏名：

連絡先：